

議案第43号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和7年2月17日に開催された特別区長会総会で、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」等の改正が了承されたこと及び国民健康保険法施行令が一部改正されたことを踏まえ、港区国民健康保険条例の一部改正を行います。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険料率等の改正

現 行		改正案		増 減
所得割		所得割		
(医療分)	100分の8.69	(医療分)	100分の7.71	△0.98
(後期高齢者支援金分)	100分の2.80	(後期高齢者支援金分)	100分の2.69	△0.11
(介護分)	100分の2.36	(介護分)	100分の2.25	△0.11
均等割		均等割		
(医療分)	4万9,100円	(医療分)	4万7,300円	△1,800円
(後期高齢者支援金分)	1万6,500円	(後期高齢者支援金分)	1万6,800円	300円
(介護分)	1万6,500円	(介護分)	1万6,600円	100円

(2) 低所得者世帯に対する被保険者均等割額を軽減する所得判定に係る基準の見直し
被保険者均等割額の5割又は2割の減額措置を受けられる世帯の所得基準を引き上げます。

(3) 保険料の賦課限度額を引き上げます。

現 行		改正案		増 減
(医療分)	65万円	(医療分)	66万円	1万円
(後期高齢者支援金分)	24万円	(後期高齢者支援金分)	26万円	2万円

3 施行期日

令和7年4月1日

港区国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第十五条の四 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>一 所得割 百分の七・七一(基礎賦課総額の百分の六十四に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。)第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>二 被保険者均等割 被保険者一人につき四万七千三百円(基礎賦課総額の百分の三十六に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>(中略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第十五条の四 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>一 所得割 百分の八・六九(基礎賦課総額の百分の六十四に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。)第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>二 被保険者均等割 被保険者一人につき四万九千円(基礎賦課総額の百分の三十六に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>(中略)</p>

(基礎賦課限度額)

第十五条の八 第十四条の四の基礎賦課額は、六十六万円を超えることができない。

(中略)

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第十五条の十二 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二・六九 (後期高齢者支援金等賦課総額の百分の六十五に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第二十九条の七第三項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき一万六千八百円 (後期高齢者支援金等賦課総額の百分の三十五に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(基礎賦課限度額)

第十五条の八 第十四条の四の基礎賦課額は、六十五万円を超えることができない。

(中略)

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第十五条の十二 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二・八〇 (後期高齢者支援金等賦課総額の百分の六十四に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第二十九条の七第三項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき一万六千五百円 (後期高齢者支援金等賦課総額の百分の三十六に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(中略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第十五条の十六 第十五条の十の後期高齢者支援金等賦課額は、二十
六万円を超えることができない。

(中略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第十六条の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保
険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二・二五(介護納付金賦課総額の百分の六十三
に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する
年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施
行令第二十九条の七第四項第四号ただし書に規定する場合にあつ
ては、省令第三十二条の十に規定する方法により補正された後の
金額)の総額で除して得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき一万六千六百円(介護納
付金賦課総額の百分の三十七に相当する額を当該年度の前年度及
びその直前の二箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者
の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(中略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第十五条の十六 第十五条の十の後期高齢者支援金等賦課額は、二十
四万円を超えることができない。

(中略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第十六条の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保
険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二・三六(介護納付金賦課総額の百分の六十三
に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する
年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施
行令第二十九条の七第四項第四号ただし書に規定する場合にあつ
ては、省令第三十二条の十に規定する方法により補正された後の
金額)の総額で除して得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき一万六千五百円(介護納
付金賦課総額の百分の三十七に相当する額を当該年度の前年度及
びその直前の二箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者
の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(中略)

(低所得者の保険料の減額)

第十九条の二 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十四条の四の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十六万円を超える場合には、六十六万円）及び第十五条の十の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が二十六万円を超える場合には、二十六万円）並びに第十六条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第三百十四条の二第二項に規定する総所得金額（同法第三百十七条の二第二項第二号に規定する青色専従者給与額又は同法第三百十三条第五項に規定する事業専従者控除額については、同条第三項、第四項又

(中略)

(低所得者の保険料の減額)

第十九条の二 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十四条の四の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）及び第十五条の十の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が二十四万円を超える場合には、二十四万円）並びに第十六条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第三百十四条の二第二項に規定する総所得金額（同法第三百十七条の二第二項第二号に規定する青色専従者給与額又は同法第三百十三条第五項に規定する事業専従者控除額については、同条第三項、第四項又

は第五項の規定を適用せず、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、地方税法第三百十四条の二第一項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税法等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以

は第五項の規定を適用せず、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、地方税法第三百十四条の二第一項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税法等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以

下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の第二項第一号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第三号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第三百十四条の第二項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について

下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の第二項第一号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第三号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第三百十四条の第二項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について

三万三千百十円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について一万千七百六十円

者一人について一万千七百六十円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について一万千六百二十円

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、三十万五千元に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について二万三千六百五十円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について八千四百円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について八千三百円

三万四千三百七十円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について一万千五百五十円

者一人について一万千五百五十円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について一万千五百五十円

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、二十九万五千元に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について二万四千五百五十円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について八千二百五十円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について八千二百五十円

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百二十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、五十六万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 九千四百六十円

ロ 後期高齢者支学金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 三千三百六十円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 三千三百二十円

(中略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第十九条の四 当該年度において、納付義務者の属する世帯内に六歳

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百二十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、五十四万五千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 九千八百二十円

ロ 後期高齢者支学金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 三千三百円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 三千三百円

(中略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第十九条の四 当該年度において、納付義務者の属する世帯内に六歳

に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第十九条の二に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

一 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

イ 第十九条の二第一号イに定める金額を減額した世帯 七千九百五十円

ロ 第十九条の二第二号イに定める金額を減額した世帯 一万八千二百二十五円

ハ 第十九条の二第三号イに定める金額を減額した世帯 一万八千九百二十円

ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 二万三千六百五十円

二 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

イ 第十九条の二第一号ロに定める金額を減額した世帯 二千五百二十円

ロ 第十九条の二第二号ロに定める金額を減額した世帯 四千二百円

に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第十九条の二に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

一 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

イ 第十九条の二第一号イに定める金額を減額した世帯 七千三百六十五円

ロ 第十九条の二第二号イに定める金額を減額した世帯 一万二千二百七十五円

ハ 第十九条の二第三号イに定める金額を減額した世帯 一万九千六百四十円

ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 二万四千五百五十円

二 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

イ 第十九条の二第一号ロに定める金額を減額した世帯 二千四百七十五円

ロ 第十九条の二第二号ロに定める金額を減額した世帯 四千二百二十五円

ハ 第十九条の二第三号ロに定める金額を減額した世帯 六千七百二十円

ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 八千四百円

(後略)

付則

1| この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2| この条例による改正後の港区国民健康保険条例第十五条の四、第十五条の八、第十五条の十二、第十五条の十六、第十六条の四、第十九条の二及び第十九条の四の規定は、令和七年度以後の年度分の保険料について適用し、令和六年度分までの保険料については、なお従前の例による。

ハ 第十九条の二第三号ロに定める金額を減額した世帯 六千六百円

ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 八千二百五十円

(後略)



令和7年3月19日 資料No.1-3
保健福祉常任委員会

参考資料

6港国運答申第2号
令和7年2月25日

港区長 清家 愛 様

港区国民健康保険事業の運営に関する協議会
会 長 ゆうき くみ



令和7年2月25日付6港保国年第4963号の諮問について（答申）

令和7年2月25日付6港保国年第4963号で諮問のあった、諮問第2号「港区国民健康保険条例の一部改正について」は、下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問第2号「港区国民健康保険条例の一部改正について」は、原案を適当と認めます。